

# 香川県報



第 22 号

平成 17 年

3月18日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則 (環境管理課) 二

### 告 示

○字の区域に編入する旨の届出(二件) (自治振興課) 二

○騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域における区域の区分の変更 (環境管理課) 二

○平成十一年香川県告示第百三十九号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び道路に面する地域における幹線交通を担う道路)の一部改正 ( ) 三

●騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等 ( ) 四

●平成十三年香川県告示第四百六十七号(特定建設作業に伴つて発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定に基づく区域の指定)の一部改正 ( ) 四

●騒音規制法の規定による指定地域の廃止 ( ) 四

●平成十二年香川県告示第八百号(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定)の一部改正 ( ) 四

●香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準 (土木監理課) 四

●昭和五十四年香川県告示第百六十三号(指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等)の一部改正 ( ) 四

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(二件) (県民参画課) 五

○大規模小売店舗立地法の規定による変更の届出 (経営支援課) 六

○大規模小売店舗立地法第八条第三項の規定による公告(二件) ( ) 六

○争議行為を行う旨の通知 (労働政策課) 七

○土地改良事業の適否決定(五件) (土地改良課) 七

○土地改良事業に係る換地処分届出 ( ) 九

○県営土地改良事業計画の決定(二件) ( ) 九

○県営土地改良事業に係る換地処分 ( ) 九

○県営土地改良事業の工事完了 ( ) 一〇

○都市計画の図書の写しの縦覧(二件) (都市計画課) 一〇

○開発行為に関する工事の完了 (建築課) 一〇

○開発行為に関する工事(公共施設)の完了 ( ) 一〇

### 教育委員会規則

●県立学校学則及び香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則 ( ) 一一

### 教育委員会公告

○平成十七年度香川県公立学校職員(行政職・香川丸船員)採用選考試験の実施 ( ) 一一

### 公安委員会規則

●交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則 ( ) 一二

●道路交通法施行細則の一部を改正する規則 ( ) 一五

### 公安委員会告示

●平成十二年香川県公安委員会告示第十五号(少年指導委員の活動区域の指定)の一部改正 ( ) 一六

### 警察本部告示

●平成十二年香川県警察本部告示第三号(連絡制交番の指定)の廃止 ( ) 一六

選挙管理委員会告示

○平成十六年香川県選挙管理委員会告示第百十七号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部訂正

人事委員会規則

●委託地方公共団体にかかる管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

規則

一七

規 則

香川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第十六号

香川県公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

香川県公害防止条例施行規則(昭和四十六年香川県規則第四十二号)の一部を次のように改正する。

別表第五の一の項中「本島町」を「本島町笠島、本島町泊、本島町甲生、本島町小阪、本島町大浦、本島町福田、本島町尻浜、本島町生ノ浜」に、「広島町及び手島町」を「広島町立石、広島町江の浦、広島町釜の越、広島町甲路、広島町青木、広島町市井、広島町茂浦、広島町小手島、手島町、綾歌町岡田上、綾歌町岡田下、綾歌町岡田西、綾歌町岡田東、綾歌町栗熊西、綾歌町栗熊東、綾歌町富熊、飯山町上法軍寺、飯山町下法軍寺、飯山町東小川、飯山町西坂元、飯山町真時、飯山町川原及び飯山町東坂元」に改める。

附 則

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

告 示

●香川県告示第百五十三号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に編入する旨、丸亀市長から届出があった。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	丸亀市本島町笠島字城根
下 欄	丸亀市本島町笠島字城根三四五の四、三七四の六、三七四の七の地先の公有水面埋立地

●香川県告示第百五十四号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、次の表の下欄に掲げる土地を当該上欄に掲げる字の区域に平成十七年三月十九日から編入する旨、三野町長から届出があった。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

上 欄	三豊郡三野町大字下高瀬字中道	下 欄	三豊郡三野町大字下高瀬字上新田一一一六の八
	三豊郡三野町大字下高瀬字東浜		三豊郡三野町大字下高瀬字東浜一五八三の一、一五八三の二及びこれらの区域に隣接する水路である町有地の全部並びに字中道一五六八の二に隣接する水路である町有地の一部
	三豊郡三野町大字下高瀬字中道一五六八の一の一部、一五六八の三及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である町有地の全部並びに字東浜一五八三の一に隣接する水路である町有地の一部		

●香川県告示第百五十五号

平成十一年香川県告示第百三十九号(騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び道路に面する地域における幹線交通を担う道路)で定めた地域の類型を当てはめる

地域のうち、丸亀市に係る区域の区分を別図のとおり変更し、平成十七年三月二十二日から施行する。

なお、「別図」は、省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課及び丸亀市生活環境部環境課に備え置いて、平成十七年三月二十二日から一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第百五十六号

平成十一年香川県告示第百三十九号（騒音に係る環境基準の地域の類型を当てはめる地域及び道路に面する地域における幹線交通を担う道路）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一中「飯山町」を削る。

●香川県告示第百五十七号

騒音規制法（昭和四十三年法律第九十八号）第三条第一項の規定による特定工場等において発生する騒音及び特定建設作業に伴って発生する騒音について規制する地域（以下「指定地域」という。）並びに同法第四条第一項の規定による指定地域における特定工場等において発生する騒音に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準並びに騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令（平成十二年総理府令第十五号。以下「省令」という。）別表備考の規定に基づく区域を次のとおり定め、平成十七年三月二十二日から施行する。

なお、「別図第一」及び「別図第二」は、省略し、その図面を香川県環境森林部環境管理課及び丸亀市生活環境部環境課に備え置いて、平成十七年三月二十二日から一般の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 指定地域

丸亀市のうち別図第一に着色した部分の区域

二 特定工場等において発生する騒音に係る時間及び区域の区分ごとの規制基準

区域の区分	時間の区分	
	昼間	朝・夕
第一種区域	午前八時から午後七時まで	午前六時から午前八時まで及び午後七時から午後十時まで
第二種区域	五十五デシベル	四十五デシベル
第三種区域	六十五デシベル	六十デシベル
第四種区域	七十デシベル	六十五デシベル
備考		夜間（午後十時から翌日の午前六時まで）

第一種区域とは、別図第一のうち緑色で着色した部分の区域をいう。	六十デシベル	四十五デシベル
第二種区域とは、別図第一のうち黄色で着色した部分の区域をいう。	五十デシベル	四十五デシベル
第三種区域とは、別図第一のうち桃色で着色した部分の区域をいう。	五十デシベル	四十五デシベル
第四種区域とは、別図第一のうち青色で着色した部分の区域をいう。	六十デシベル	六十デシベル

三 省令別表備考の区域の区分

1 a 区域

丸亀市のうち別図第二に緑色で着色した地域

2 b 区域

丸亀市のうち別図第二に黄色で着色した地域

3 c 区域

丸亀市のうち別図第二に桃色で着色した地域

●香川県告示第百五十八号

平成十三年香川県告示第四百六十七号（特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準別表第一号の規定に基づく区域の指定）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一中「及び平成十二年香川県告示第七百九十九号」を、「平成十二年香川県告示第七百九十九号」に、「(以下)」を「及び平成十七年香川県告示第五百七十七号(騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等)」(以下)に改める。

●香川県告示第五百五十九号

平成九年香川県告示第四百十号(騒音規制法の規定による特定工場等において発生する騒音等について規制する地域の指定等)及び平成九年香川県告示第四百十一号(騒音規制法の規定による指定地域における区域の区分の変更)で定めた指定地域のうち丸亀市に係る部分並びに平成六年香川県告示第二百八十一号(騒音規制法第四条第一項及び第三項の規定に基づく規制基準等の変更)で定めた指定地域のうち飯山町に係る部分を平成十七年三月二十一日限り廃止する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県告示第六十号

平成十二年香川県告示第八百号(騒音規制法第十七条第一項の規定に基づく指定地域内における自動車騒音の限度を定める省令の規定に基づく区域の指定)の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

「丸亀市、」及び「飯山町」を削る。

●香川県告示第六十一号

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準を次のように定める。  
平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準の一部を改正する基準

香川県建設工事指名競争入札参加者資格基準(昭和五十五年香川県告示第四百二十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「四段階に」の下に「、とび・土工・コンクリート工事、鋼構造物工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、造園工事、建具工事及び水道施

設工事にあつてはA、B及びCの三段階に」を加え、「水道施設工事及び」を削り、「A、B及びCの三段階」を「B」に改め、同条第四項第一号中「会社更生法(昭和二十七年法律第七十二号)」を「会社更生法(平成十四年法律第五十四号)」に改める。  
第三条第二項第六号中「結果通知書」を「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」に改め、同項に次の一号を加える。

八 その他必要と認める書類

第三条第四項第一号中「第二項各号」を「第二項第一号から第七号まで」に改める。  
別表第一を次のように改める。

別表第一(第五条関係)

建設工事の種類	等級		設計金額
	特A	A	
土木一式工事	特A	A	五千万円以上 三千万円以上一億円未満
	B	C	七千万円以上三千万円未満 七百万円未満
建築一式工事	特A	A	八千万円以上 六千万円以上五億円未満
	B	C	二千万円以上六千万円未満 二千万円未満
電気工事 管工事	特A	A	三千五百万円以上 千五百万円以上二億五千万円未満
	B	C	五百万円以上千五百万円未満 五百万円未満
とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 防水工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建	特A	A	千五百万円以上 五百万円以上千五百万円未満
	B	C	五百万円以上千五百万円未満 五百万円未満

具工事 水道施設工事	C		五百万円未満
	A	B	二百万円以上 七百万円未満
ほ装工事			
その他工事	B	金額	

別表第二中「その他工事」を「とび・土工・コンクリート工事 鋼構造物工事 塗装工事 防水工事 機械器具設置工事 電気通信工事 造園工事 建具工事」に改める。

附 則

- この基準は、平成十七年三月十八日から施行する。ただし、別表第一及び別表第二の改正規定は、同年四月一日から施行する。
- 改正後の第二条第三項の規定は、平成十七年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査から適用し、平成十六年度の建設工事に係る指名競争入札参加者の資格審査については、なお従前の例による。

●香川県告示第六十二号

昭和五十四年香川県告示第二百六十三号（指定代理金融機関及び収納代理金融機関が取り扱う事務並びに指定金融機関等の名称及び位置等）の一部を次のように改正し、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 指定金融機関
- 指定金融機関の店舗の名称及び位置並びに取り扱う所等の表飯山支店の項中「飯山町」を「丸亀市」に改め、二 指定代理金融機関 2 指定代理金融機関の店舗の名称及び位置の表株式会社香川銀行の項中「飯山町」及び「綾歌町」を「丸亀市」に改め、同表備考 指定代理金融機関香川県信用農業協同組合連合会の業務を代理する農業協同組合の名称並びに店舗の名称及び位置の表香川県農業協同組合の項中「綾歌町」及び「飯山町」を「丸亀市」に改める。

公 告

●香川県公告第七十二号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年五月七日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 申請のあった年月日  
平成十七年三月七日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人二十四の瞳を二十一世紀に伝える会  
武部 一成  
小豆郡内海町苗羽甲一三八五番地八
- 定款に記載された目的  
この法人は、小豆島が生んだ作家壺井栄の文学作品（小説「二十四の瞳」など）を後世に広く普及するため、小豆島を中心に香川県さらに日本全国で演劇、朗読、講演等の活動を行い、平和の推進及び子どもの健全育成に寄与することを目的とする。

●香川県公告第七十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年五月七日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 申請のあった年月日  
平成十七年三月七日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人四国フリースクール総合支援センター  
山田 一郎  
高松市塩上町三丁目八番二一号

三 定款に記載された目的

この法人はフリースクールの運営を中心に小学生及び中学生の不登校児童、生徒とその親を支援するさまざまな活動を通して子どもたちの自主性と積極性を育む環境づくりを構築し、子どもたちの学力向上を含む可能性を見出し、その資質を伸ばすための支援を行うものである。不登校の子どもたちに自信と意欲を持って進学、就職できるような人として育てていくために、「生きていく力」「他の者を信頼し協力しあう姿」「コミュニケーション能力」「学力」「積極性と自信」を身に付けさせるべく、日々、子どもたち一人一人に対し適した環境と人的支援ができる場を提供することを目的とする。

●香川県公告第七十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第一項の規定による変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 届出の概要

- 1 届出者の氏名又は名称及び住所  
ブラザービル株式会社 高松市今新町一番地八
- 2 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモール屋島 高松市屋島西町二一〇九番地二〇
- 3 変更した事項  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名  
変更前 株式会社ダイエー 代表取締役 高木邦夫  
変更後 株式会社ダイエー 代表取締役 蓮見敏男
- 4 変更年月日  
平成十六年十月二十二日
- 5 変更する理由  
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の変更のため

二 届出年月日

平成十七年三月十日

三 届出書及び添付書類の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年三月十八日（金曜日）から同年七月十九日（火曜日）まで

四 意見書の提出

法第八条第二項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次の項目を記載した書面を本日から四月以内（平成十七年七月十九日（火曜日）まで）に次の提出先に提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を公告するとともに、香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課において当該公告の日から一月間縦覧に供する。

1 記載すべき項目

- (一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
- (二) 事業者にあつては、その事業の種類及び沿革
- (三) 意見を述べようとする大規模小売店舗の名称及び所在地
- (四) 意見の内容

2 提出先

郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号

香川県商工労働部経営支援課商業・金融グループ

●香川県公告第七十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第五百二十一号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

フレッシュユバリュール高松屋島店 高松市新田町字松ノ内甲三五番二ほか  
三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

計画地は、交差点直近に位置することから、同店舗への車両の出入りが困難かつ交通の流れに相当な影響を及ぼすと考えられるので、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成十一年通商産業省告示第三百七十五号）に留意した店舗運営を行うこと。

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要  
該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年三月十八日（金曜日）から同年四月十八日（月曜日）まで

●香川県公告第七十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見及び同条第二項の規定により述べられた意見の概要を同条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 意見の対象となった届出に係る公告

平成十六年香川県公告第五百二十九号

二 意見の対象となった届出に係る大規模小売店舗の名称及び所在地

コープ中央インター・手芸センタードリーム高松中央インター店 高松市木太町七〇

一番一ほか

三 法第八条第一項の規定により高松市から聴取した意見の概要

意見なし

四 法第八条第二項の規定により意見書を提出した者及び当該意見の概要

該当なし

五 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

1 縦覧場所

香川県商工労働部経営支援課及び高松市産業部商工労政課

2 縦覧期間

平成十七年三月十八日（金曜日）から同年四月十八日（月曜日）まで

●香川県公告第七十七号

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第三十七条第一項の規定により、高松赤十字病院労働組合執行委員長奥映子から次のとおり争議行為を行う旨、平成十七年三月八日通知があった。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 事件

平成十七年春闘要求の完全獲得を目的とする本組合とその相手方である高松赤十字病院並びに日本赤十字社に対する争議

二 日時

平成十七年三月十九日午前零時以降要求貫徹に至るまでの期間

三 場所

高松市番町四丁目一番三号

高松赤十字病院の構内又は職場

四 争議行為の概要

前記場所における全体的あるいは部分的、連続的あるいは断続的にすべての業務の停止をはじめ、あらゆる形の争議行為とこれに対する妨害排除の為の一切の争議を単独又は併用して行う。

ただし、救急患者及び入院中の重傷患者のための保安の必要がある場合は、保安要員若干名を除く。

●香川県公告第七十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、飯山町が土地改良事業（非補助土地改良事業（区画整理事業）（凹座谷地区））を行うことについて平成十七年二月八日適当と決定した。

その関係書類を丸亀市建設経済部産業課において平成十七年三月二十四日から同年四月

十三日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第七十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる町が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月二日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月二十四日から同年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

町名	土地改良事業名	縦覧場所
綾上町	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）俊則用水地区	綾上町建設土木課
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）萩の戸農道地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）正末地区	〃

●香川県公告第八十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、綾歌郡永富池土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）永富地区）を行うことについて平成十七年三月二日適当と決定した。

その関係書類を綾上町建設土木課において平成十七年三月二十四日から同年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第八十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月三日適当と決定した。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市川津町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）折居地区	坂出市環境経済部農林水産課
坂出市奥池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）折居・峠地区	〃
坂出市王越土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中筋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）奥条地区	〃
北条池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中川地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）千疋地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）井手西地区	〃
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）南前谷地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 新宮地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 宮池1号地区	〃
坂出市鎌田池 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業） 奥谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池整備事業） 鎌田池地区	〃

●香川県公告第百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十七年三月四日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年三月二十四日から同年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
坂出市林田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 中川原地区	坂出市環境経済部 農林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 野末東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 東梶西地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業） 大番北地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 野末北地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業） 寺領西地区	〃

●香川県公告第百八十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十四条第三項の規定により、高松市下笠居改良区から平成十七年三月四日土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（神在川窪地区））の換地処分をした旨届出があった。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）森兼池地区）計画を平成十七年三月十日定めた。

その関係書類を綾南町経済課において平成十七年三月二十四日から同年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、県営土地改良事業（県営ため池等整備事業（小規模）濁池地区）計画を平成十七年三月十日定めた。

その関係書類を綾南町経済課において平成十七年三月二十四日から同年四月十三日まで縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第百八十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、平

成十七年三月十一日県営農村振興総合整備事業三野川西地区(第四工区)の換地処分をした。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第八十七号

次の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第百十三条の二第三項の規定により公告する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良事業名	地区名	工事完了年月日
県営ほ場整備事業	香南地区第一工区	昭和六三、一〇、二七
〃	〃 第二工区	平成三、三、二九
〃	〃 第三工区	平成二、三、二八
〃	〃 第四工区	平成四、一二、二五
〃	〃 第五工区	平成八、九、一七
〃	〃 第六工区	平成一四、三、二六

●香川県公告第八十八号

高松市から高松広域都市計画道路の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第八十九号

さぬき市からさぬき都市計画下水道の図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に

より、香川県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第九十号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市川西町北字一ノ口二二七八一、二二九一及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市川西町北一八五九 多田光廣

●香川県公告第九十一号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十七年三月十八日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市川西町北字一ノ口二二七八一、二二九一及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類の、位置及び区域

1 道路

道路(有効幅員四・〇メートル、延長二〇・八一メートル)

丸亀市川西町北字一ノ口二二七八一の一部、二二九一の一部及び同地先農道・水路

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市川西町北一八五九 多田光廣

教育委員会規則

県立学校学則及び香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

香川県教育委員会

香川県教育委員会規則第三号

県立学校学則及び香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部を改正する規則（県立学校学則の一部改正）

第一条 県立学校学則（昭和三十六年香川県教育委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

別表一高等学校の表香川県立飯山高等学校の項及び香川県立丸亀高等学校の項を次のように改める。

香川県立丸亀高等学校	丸亀市六番丁一番地	全日制	普通科
		定時制	普通科
香川県立飯山高等学校	丸亀市飯山町下法軍寺六六四番地一	通信制	普通科
		全日制	看護科 総合学科
		専攻科	衛生看護科

（香川県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正）

第二条 香川県立高等学校の通学区域に関する規則（昭和三十七年香川県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表中「綾歌町」を「丸亀市綾歌町」に改める。

この規則は、平成十七年三月二十二日から施行する。

教育委員会公告

●香川県教育委員会公告第五号

平成17年度 香川県公立学校職員（行政職・香川丸船員）採用選考試験を次のとおり実施する。

平成17年3月18日

香川県教育委員会

1 試験の目的

この試験は、平成17年度の香川県公立学校職員（行政職・香川丸船員）の採用に当たっての選考資料を得るために実施するものです。

2 試験区分、職務内容、勤務先及び採用予定数

試験区分	職務内容	勤務先	採用予定人員
一等航海士	実習船香川丸の乗船用務	多度津水産高校	1名

3 出願資格

地方公務員法第16条に規定する欠格事項の該当しない者であって、次のいずれにも該当するものとします。

- (1) 船舶職員及び小型船舶操縦者法に規定する3級海技士以上の資格を有し、実習船の乗船員としての経験を有する者
- (2) 昭和29年4月2日以降に生まれた者
- 4 試験の内容、期日及び場所

(1) 試験の内容

出願者全員に対して、適性検査、筆記試験（一般教養・作文）及び面接試験を行います。

(2) 試験の期日等

試験期日	日	時	受検内容
平成17年4月5日（火）	8:30～8:50	適性検査	筆記試験（一般教養） 筆記試験（作文） 面接試験
	9:00～9:50	筆記試験（一般教養）	
	10:00～10:50	筆記試験（作文）	
	11:00～11:50	面接試験	
	12:00～		

(3) 試験の場所

香川県庁12階第7会議室(高松市番町4丁目1-10)

(4) 試験の準備物

通常の筆記用具のほか、適性検査用として必ずHB鉛筆を2本以上準備して下さい。

5 出願手続及び出願期間等

(1) 出願手続

① 提出書類

ア 願書：所定の用紙に、「願書記入上の注意」をよく読んで記入してください。

イ 最終学校卒業証明書：卒業見込み者は、卒業見込み証明書を提出してください。

ウ 最終学校成績証明書：必ず発行者が濺封したものを提出してください。

エ 返信用封筒：選考結果の郵送通知に用いるので、定型封筒(12cm×23.5cm)に、

90円切手を貼り、出願者の郵便番号等宛名を明記したものを提出してください。

② 提出先

出願者は、提出書類を全て、香川県教育委員会事務局高校教育課長(〒760-8582

高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎)あて、持参又は郵送してください。

なお、郵送する場合は、封筒の左下隅に「香川県公立学校職員採用願書在中」と朱

書してください。

(2) 出願期間

平成17年3月17日(木)から平成17年3月31日(木)まで

受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までです。

なお、送付(書留郵便等その他これに準ずる方法が望ましい。)の場合は、平成17

年3月31日(木)までの消印(それに準ずるものを含む)があるものに限り受け付け

ます。

(3) 出願に当たっての注意事項

① 提出書類が不備なときは受け付けないので、不備の無いよう十分注意してください。

② いったん提出された書類は、返還しません。

③ 身体に障害がある者の受験に当たっては、事前に相談してください。

6 選考結果の通知

選考結果については、平成17年4月中旬に受験生全員に郵送により通知する予定です。

7 給与

給料は、「職員の給与に関する条例」第3条別表第1「行政職給料表」が適用されます。なお、初任給は、経歴等に応じて決定されます。

8 その他

出願者の受験番号は、試験の当日、試験の会場に掲示してお知らせします。このため、受験票は発行しません。願書の受付を確認したい方は、自己の郵便番号等宛名を明記した官製はがきを提出してください。それにより、お知らせします。

平成17年度 香川県公立学校職員(行政職・香川丸船員)採用選考試験に関する問合せ先は、次のとおりです。

香川県教育委員会事務局 高校教育課 人事グループ

〒760-8582 香川県高松市天神前6番1号 香川県天神前分庁舎

電話番号 087-832-3751(直通)

公安委員会規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

香川県公安委員会規則第一号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

第一条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則(平成十二年香川県公安委員会規則第八号)の一部を次のように改正する。

別表香川県高松北警察署の項中「の一部、高松町の一部」を「高松町」に

屋島東駐在所	高松市屋島東町一五五〇番地	高松市のうち、高松町の一部、屋島中町、屋島東町
屋島西町交番	高松市屋島西町一五五八番地六	高松市のうち、新田町の一部、屋島西町

を

「屋島交番 高松市屋島西町二四七三番地一五」を「高松市のうち、屋島中町、屋島西町、屋島東町」に

改め、同表香川県高松南警察署の項中「林駐在所」を「レインボー交番」に、「高松市林町一一七〇番地一〇」を「高松市多肥下町八一一番地」に、「上林町」を「太田上町、太田下町、上林町、多肥下町」に改め、「多肥下町」を削り、

「太田駐在所 高松市太田上町一〇四五番地一一」を「高松市のうち、太田上町、太田下町、高松市のうち、紙町、上天神町、田村町、勅使町、成合町の一部、西春日町、西ハゼ町、東ハゼ町、松並町」に

「鶴尾交番 高松市勅使町一二二六番地三」を「高松市のうち、紙町、上天神町、田村町、勅使町、成合町の一部、西春日町、西ハゼ町、東ハゼ町、松並町」に

改め、同表香川県坂出警察署の項中

「高屋駐在所 坂出市高屋町一三二一番地三」を「坂出市のうち、青海町、大屋富町、神谷町、高屋町」に

「飯山交番 丸亀市飯山町川原九三二番地三」を「丸亀市のうち、飯山町上法軍寺、飯山町川原、飯山町真時、飯山町下法軍寺、飯山町西坂元、飯山町東小川、飯山町東坂元」に

「高屋駐在所 坂出市高屋町一三二一番地三」を「坂出市のうち、青海町、大屋富町、神谷町、高屋町」に

「国分寺交番 綾歌郡国分寺町新居一六七二番地三」を「国分寺町のうち、柏原、国分、新居」に

「飯山交番 綾歌郡飯山町川原九三二番地三」を「綾歌郡のうち、飯山町」に

「国分寺交番 綾歌郡国分寺町新居一六七二番地三」を「国分寺町のうち、柏原、国分、新居」に

改め、同表香川県綾南警察署の項を次のように改める。

香川県綾南警察署	富熊駐在所	栗熊駐在所	岡田駐在所	枋所駐在所	山田駐在所	羽床上駐在所	畑田駐在所	陶駐在所	綾南警察署所在地
丸亀市綾歌町富熊一一九二番地七	丸亀市綾歌町栗熊西一六〇〇番地六	丸亀市綾歌町岡田下五三四番地五	綾歌郡綾上町枋所西甲二三〇八番地五	綾歌郡綾上町山田上甲一二九六番地二	綾歌郡綾上町羽床上六一一番地九	綾歌郡綾南町大字畑田二三八六番地一	綾歌郡綾南町大字陶四一六八番地四	綾歌郡綾南町大字滝宮一三三二番地一	綾南町のうち、大字陶、大字小野、大字菅原、大字北、大字滝宮、大字羽床上

第二条 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を次のように改正する。

第四条を削り、第五条を第四条とする。

別表香川県東かがわ警察署の項中

引田交番	東かがわ市引田一三九番地一	東かがわ市のうち、川股、引田、吉田
引田検問所	東かがわ市引田一三九番地一	

引田交番	東かがわ市引田一三九番地一	東かがわ市のうち、川股、引田、吉田
------	---------------	-------------------

改め、同項に次のように加える。

引田検問所	東かがわ市引田一三九番地一	
-------	---------------	--

別表香川県高松北警察署の項中「新田町」を「春日町、新田町」に、

新開交番	高松市木太町三〇九五番地二	高松市のうち、春日町、木太町の一部
木太町交番	高松市木太町一六六二番地一	高松市のうち、木太町の一部

木太町交番	高松市木太町一六六二番地一	高松市のうち、木太町
-------	---------------	------------

「朝日新町、木太町の一部」を「朝日新町」に、「福岡町四丁目」を「福岡町四丁目、松島町」に、「観光町、木太町の一部」を「観光町」に、「花園町三丁目、松島町」を「花園町三丁目」に、「城東町交番」を「高松駅前交番」に、「高松市城東町一丁目一番三四号」を「高松市浜ノ町一番一八号」に、「城東町一丁目」を「北浜町、寿町

一丁目、サンポート、城東町一丁目」に、「鶴屋町、東浜町一丁目」を「玉藻町、鶴屋町、西の丸町、浜ノ町、東浜町一丁目、本町」に、「瓦町二丁目」を「亀井町、瓦町二丁目」に、「塩上町、」を「塩上町、田町、」に、「東田町」を「中新町、旅籠町、東田町」に改め、「藤塚町三丁目」の下に、「南新町」を、「錦町一丁目」の下に、「錦町二丁目」を加え、

高松駅前交番	高松市浜ノ町一番一八号	高松市のうち、北浜町、寿町一丁目、サンポート、玉藻町、西の丸町、浜ノ町、本町
田町交番	高松市南新町七番地二	高松市のうち、亀井町、田町、中新町、旅籠町、南新町
番町交番	高松市番町一丁目一番一四号	高松市のうち、番町一丁目、番町二丁目、番町三丁目
天神前交番	高松市番町五丁目一番一四号	高松市のうち、亀岡町、中央町、天神前、中野町、番町四丁目、番町五丁目
錦町交番	高松市綿町二丁目一番一四号	高松市のうち、扇町一丁目、扇町二丁目、錦町二丁目

番町交番	高松市番町一丁目一番一四号	高松市のうち、亀岡町、中央町、天神前、中野町、番町一丁目、番町二丁目、番町三丁目、番町四丁目、番町五丁目
------	---------------	------------------------------------------------------

改め、「茜町」の下に、「扇町一丁目、扇町二丁目」を加え、同項に次のように加える。

新開警備派出所	高松市木太町三〇九五番地二	
城東町警備派出所	高松市城東町一丁目一番三四号	
田町警備派出所	高松市南新町七番地二	

天神前警備 派出所	高松市番町五丁目 一番一四号
錦町警備派 出所	高松市綿町二丁目 一一番一号

別表香川県観音寺警察署の項中「有明町、観音寺町の一部」を「有明町、観音寺町」に改め、「茂木町五丁目」の下に「昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和町三丁目」を加え、

観音寺駅前 交番	観音寺市観音寺町甲一五 二二番地二	観音寺市のうち、観音寺町の一部、 昭和町一丁目、昭和町二丁目、昭和 町三丁目
伊吹駐在所	観音寺市伊吹町一一番地 七	観音寺市のうち、伊吹町

伊吹駐在所	観音寺市伊吹町一一番地 七	観音寺市のうち、伊吹町
-------	------------------	-------------

箕浦検問所	三豊郡豊浜町大字箕浦甲 二五三九番地二	
財田上駐在所	三豊郡財田町財田上八八 九番地六	財田町のうち、財田上の一部

財田上駐在所	三豊郡財田町財田上八八 九番地六	財田町のうち、財田上の一部
--------	---------------------	---------------

改め、同項に次のように加える。

観音寺駅前 警備派出所	観音寺市観音寺町 甲一五二一番地二
箕浦検問所	三豊郡豊浜町大字

箕浦甲二五三九番 地二
----------------

附則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、第一条中交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則別表香川県坂出警察署の項及び香川県綾南警察署の項の改正規定は同年三月二十二日から、同条中交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則別表香川県高松北警察署の項及び香川県高松南警察署の項の改正規定は同月二十八日から施行する。

道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

香川県公安委員会委員長 神原博

香川県公安委員会規則第二号

道路交通法施行細則の一部を改正する規則

道路交通法施行細則（平成十二年香川県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第五十条第二項中「（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成十二年香川県公安委員会規則第八号）第四条第一項の連絡制交番を除く。）」を削る。

別表第一の三の一般国道三百七十七号の項中「綾歌郡綾歌町栗熊東渡池一一四二番」を「丸亀市綾歌町栗熊東渡池一一四二番」に改め、同表一般国道四百三十八号の項中「綾歌郡綾歌町岡田下中央五四五番四」を「丸亀市綾歌町岡田下中央五四五番四」に改め、同表中

一般県道（二百号）満濃 普通寺線	仲多度郡満濃町真野池下三〇番五地先から 仲多度郡満濃町神野神野山四五番三地先まで
一般県道（二百号）満濃 普通寺線	仲多度郡満濃町真野池下三〇番五地先から 仲多度郡満濃町神野神野山四五番三地先まで
一般県道（二百号）満濃 普通寺線	仲多度郡満濃町真野池下三〇番五地先から 仲多度郡満濃町神野神野山四五番三地先まで

を

一般県道(二百十五号)  
 多度津港線

仲多度郡多度津町東浜六番一七地先から  
 仲多度郡多度津町東浜六番二一地先まで

多度津町道臨海中央線

仲多度郡多度津町東浜一〇番一九地先から  
 仲多度郡多度津町東港町一一番一地先まで

多度津町道一号線	仲多度郡多度津町西港町五〇番一地先から 仲多度郡多度津町堀江三丁目一六一番三地先まで
多度津町道二号線	仲多度郡多度津町西港町一番一地先から 仲多度郡多度津町西港町五〇番一地先まで

改める。

附 則

この規則は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、別表第一の三の一般国道三百七十七号の項及び一般国道四百三十八号の項の改正規定は、同年三月二十二日から施行する。

公安委員会告示

●香川県公安委員会告示第一号

平成十二年香川県公安委員会告示第十五号(少年指導委員の活動区域の指定)の一部を次のように改正し、平成十七年四月一日から施行する。

平成十七年三月十八日

香川県公安委員会委員長 神 原 博

表高松地区の項中「花園町交番」の下に、「高松駅前交番」を加え、「高松駅前交番、番町交番及び錦町交番」を「番町交番及び西宝町交番」に改め、同表綾南・綾歌地区の項中「畑田駐在所、陶駐在所、綾南警察署所在地、栗熊駐在所及び岡田駐在所」を「栗熊駐在所、岡田駐在所、畑田駐在所、陶駐在所及び綾南警察署所在地」に改める。

警察本部告示

●香川県警察本部告示第一号  
 平成十二年香川県警察本部告示第三号(連絡制交番の指定)は、平成十七年三月三十一日限り廃止する。

平成十七年三月十八日

香川県警察本部長 沖 田 芳 樹

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第十七号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書について、全日本不動産政治連盟香川県本部から訂正の報告があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、平成十六年香川県選挙管理委員会告示第一百七十七号(政治資金規正法の規定による政治団体の収支等に関する報告書の要旨)の一部を次のとおり訂正する。

平成十七年三月十八日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

その他の政治団体の部全日本不動産政治連盟香川県本部のうち2中

〔2〕 支出総額 877,207円 を

〔2〕 支出総額 902,166円 に改め、

同部全日本不動産政治連盟香川県本部のうち3中

〔3〕 翌年への繰越額 1,772,819円 を

〔3〕 翌年への繰越額 1,747,860円 に改め、

同部全日本不動産政治連盟香川県本部のうち5中

〔 〕 経費総額 145,082円 を

〔 〕 経費総額 170,041円 に、

〔 〕 備品・消耗品費 41,380円 を

〔 〕 事務諸費 93,617円 を

〔 〕 備品・消耗品費 55,339円 に改める。

〔 〕 事務諸費 104,617円 ]

## 人事委員会規則

委託地方公共団体にかかる管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年三月十八日

香川県人事委員会委員長 武田 安紀彦

### 香川県人事委員会規則第一号

委託地方公共団体にかかる管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

委託地方公共団体にかかる管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年香川県人事委員会規則第十七号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

委託地方公共団体に係る管理職員等の範囲を定める規則

別表第一内海町の項中「総務課の課長補佐」を「総務企画課の人事担当課長補佐」に、「課長」を「教育次長、主幹」に改め、同表土庄町の項中「主幹、総務課の課長補佐・人事担当主幹・人事担当係長」を「室長、総務課の人事担当副室長・人事担当主任」に改め、「事務長」の下に「・事務次長」を、「課長」の下に「施設長、室長」を加え、同表池田町の項中「室長」の下に「主幹」を、「課長」の下に「主幹」を加え、同表牟礼町の項中「室長」の下に「館長」を加え、同表直島町の項中

学校 校長、教頭	中学校、小学校 校長 幼稚園 園長
-------------	----------------------------

に改め、同表綾南町の項中「課長、」を「

、教頭  
 参事、課長、室長、」に改め、同表綾歌町の項及び飯山町の項を削り、同表多度津町の項中「教育長」の下に「教育次長」を加え、同表豊中町の項中「課長補佐」を「主幹」に改め、同表仁尾町の項中「国民宿舍支配人」を削り、同表豊浜町の項中

課長

に改める。

課長、室長、主幹

別表第二香川県市町職員退職手当組合の項中「香川県市町職員退職手当組合」を「香川県市町総合事務組合」に改め、同表大川広域行政組合の項中「参事、」及び「次長」を削り、同表中讃広域行政事務組合の項中「課長」の下に「統括官」を加え、同表高松地区広域市町村圏振興事務組合の項中「事務長」の下に「看護師長」を加え、「南部広域清掃センター所長」を削り、同表善通寺市ほか10町競艇事業組合の項中「善通寺市ほか10町競艇事業組合」を「香川県中部広域競艇事業組合」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一綾歌町の項及び飯山町の項を削る改正規定は、平成十七年三月二十二日から施行する。

平成十七年三月十八日印刷発行

印刷発行所

香  
川  
県  
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%  
白色度72%再生紙を使用しています